

焼却灰(一般廃棄物)の処理に関する比較表

【地方自治法第2条の14】

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、(中略)最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

	最終処分	溶融	自ら利用
経費	中	大	小
	100%	160%以上	80%以下
効果	小	中	大
	①環境保全の確保	①環境保全の確保、 ②循環資源の利用 促進	①環境保全の確保、 ②循環資源の利用 促進、③環境負荷の 低減、④財政負担の 軽減、⑤自然エネル ギーの普及拡大
	●循環資源の利用 減少	●財政負担の増加、 ●化石燃料の消費 増加	